

## 雇用関係確認書類について

令和3年1月19日から適用

本市へ直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する際は、下記のうちいずれかの写しを提出してください。

確認書類	根拠	備考
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定 通知書	健康保険法	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県 又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決 定額が通知される。
住民税特別徴収税額の 通知書・変更通知書	地方税法	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があ り、住民税の特別徴収義務者として指定される。
雇用保険事業所別被保険 者台帳の写し  ※公告日以降に発行を受 けたものに限りです。	雇用保険法	労働者を雇用する事業所の事業主は、雇用保険法の規 定による各種届出の義務を負う。  <b>※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書は確認書 類には含まれません。</b>
健康保険被保険者証  ※記号・番号等にマスキ ングを施してから提出して ください。	健康保険法	法人もしくは常時5人以上の従業員を使用する事業 所に使用される者は、被保険者となる。  ※受注者名の記載がない場合は、健康保険組合等から 加入証明書の交付を受けるなど、必要な措置を講じて ください。